

『いじめ防止のための基本方針』

川口市立安行小学校 生徒指導委員会



平成30年 4月 6日
川口市立安行小学校

1. 安行小学校いじめ防止のための基本方針

いじめ防止対策推進法13条（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを守る」という強い決意のもと、学校全体で毅然とした態度で指導していきます。
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。
- (3) いじめを発見したら、家庭、地域、関係機関（警察等）と連携して、それぞれの役割に応じて、いじめ撲滅に向けて積極的に未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

2. いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

3. いじめの分類

①けんか・いじわる型「いじめ」

悪口や単純な嫌がらせなどを単発的に行うものを指します。当事者に一定程度の対等な力関係が存在し、意志の疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされます。

また、被害者は「いじめられた」と感じるが、加害者は「いじている」と認識しないケースが多いようです。

②ふざけ型「いじめ」

小学校の高学年から多く見られ、妬みやうっぷん晴らしのためにゲーム的に特定の個人に対して、無視・仲間はずれ、悪質な落書き、持ち物隠しなどをするもので、長期に継続することが多いのが特徴です。

③非行型「いじめ」

恐喝、暴力、嫌がることの強制、物を壊すなどがあります。長期に継続することが多く、早期発見、対応が遅れるとエスカレートし、対応が困難になります。警察との連携や出席停止・懲戒処分などの措置を検討する場合があります。

4. いじめへの対応

(1) いじめている子どもへの指導

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせます。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置をとる。
- ③いじめを完全にやめさせる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- ⑤人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑥多くの教師の目で指導を継続・観察し、再発を防止する。

※いじめを繰り返す児童に対しては、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するために必要と認める場合には、出席停止制度の措置をとることを検討します。

※いじめの内容によっては、警察等の関係機関と連携を図ります。

(2) いじめられている子どもへの支援

いじめられている側にも問題があるという考え方で接することのないように留意します。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴きます。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておきます。

- ①秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受け止め、共感的に理解する。
- ③不安を取り除き、安全の確保に努める。
- ④身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- ⑤自分の弱み・コンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるようにする。
- ⑥自信回復への積極的支援を行う。
- ⑦不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- ⑧機会あるごとにコミュニケーションをもち、子どもとの信頼関係をつくる。
- ⑨自分の気持ちを自信をもって表現できるよう積極的支援を図る。

(3) 周りではやし立てる子どもへの対応

- ①はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする子どもへの対応

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させる。
- ②いじめを知らせる勇気をもたせる。
- ③傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

(5) 学級全体への対応

- ①話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ②見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤道徳教育の充実を図る。
- ⑥特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑦行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

5. 保護者の皆様へ

(1) 被害者になってしまった場合

- ①早期発見が大切です。子どものサインをキャッチしたら、学校にご相談下さい。
- ②学校で把握している状況を丁寧に説明し、子どもを守るため誠実に対応していきます。
- ③指導経過を報告するとともに、解決策について協議します。
- ④子どもの様子の変化、経過について緊密に連絡を取り合い、再発防止に全力で取り組みます。

(2) 加害者になってしまった場合

- ①いじめの事実を伝え、いじめの深刻さを理解していただき指導のご協力をお願い致します。
- ②いじめの加害状況を共通認識し、今後の対応を協議します。
- ③事実であることが確認できましたら、被害者への謝罪と二度と繰り返さないことを約束してもらいます。
- ④事実が認めいただけない場合やわが子はいじめの首謀者ではない等と納得していただけない場合は、あらためて双方から事実確認を行い、粘り強く理解を求めていきます。

(3) その他

ネットいじめが急増しています。安行小学校では、ネットいじめ防止の観点からも児童同士のメール交換を原則禁止しています。携帯電話等の使用の仕方については、お子さんとしっかりと約束事を決めて使用をさせて下さい。保護者の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。